

県南広域振興局長告示第43号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年3月5日

県南広域振興局長 田村均次

児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0351500038	児童デイサービス ひだまり	奥州市江刺区愛宕字朴ノ木10番地1	平成25年2月28日
0351500046	ひだまり水沢	奥州市水沢区字森下88番地	〃
0351500053	ひだまり江刺	奥州市江刺区八日町一丁目9番37号	〃
0351500079	第二ひだまり水沢	奥州市水沢区東大通り二丁目4番3号	〃